

傍 聴 要 領

千葉県がん対策審議会

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴を希望される方で点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮が必要な方は、原則として会議開催の5日前（土・日・祝日を除く）までに事務局までお申出ください。

※電話、メール、FAX等により申出を受け付けます。その他、受付方法に配慮が必要な場合には、別途御相談ください。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 事務局の指定した場合以外に立ち入ることはできません。
- (2) 会議開催中は、静かに傍聴し、言論に対して賛否を表明したり、質問を含めて会議場での発言は一切認められません。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないでください。
- (4) 会場における飲食又は喫煙はご遠慮ください。
- (5) 会場においては、写真撮影、録画、録音等は行わないこと。また携帯電話、PHS等は必ず電源を切って傍聴してください。
- (6) やむを得ない場合を除き、傍聴中の入退室は謹んでください。

3 会議の秩序

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、事務局職員等の指示に従うようお願いいたします。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、これに従わないときは、退場していただくことがあります。